附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

2～5　（略）

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

2　（略）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	（略）	改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			一般国道四号、七号、四十五号、百一号及び百四号	（略）
	（略）			
	岩手河川国道事務所	盛岡市	（略）	（略）
			一般国道四号及び四十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			（略）	（略）
	三陸国道事務所	宮古市	一般国道四十五号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			（略）	（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち五人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

3～6　（略）

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　（略）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	（略）	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			一般国道四号、七号、四十五号、百一号及び百四号	（略）
	（略）			
	岩手河川国道事務所	盛岡市	（略）	（略）
			一般国道四号及び四十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			（略）	（略）
	三陸国道事務所	宮古市	一般国道四十五号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			（略）	（略）